

令和6年度（2024年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」
議 事 録

外務省国際協力局NGO協力推進室

令和6年度（2024年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：令和7年3月18日（火曜日）14時00分～16時16分
場 所：外務省886会議室（ハイブリッド開催）

1. 開会挨拶

2. 協議事項

- (1) 外務省所管2024年度補正予算及び2025年度当初予算案の概要について
- (2) 非軍事原則と海上保安機関への船艇支援について
- (3) 国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW) への資金拠出停止について
- (4) 開発協力大綱に基づく、我が国の国際協力及び市民社会との連携のあり方

3. 閉会挨拶

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

それでは、時間になりましたので、NGO・外務省定期協議会、今年度3回目となります「ODA政策協議会」を始めさせていただきます。

司会は、岡島関西NGO協議会理事と、私、NGO協力推進室首席事務官の大河が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、対面とオンラインのハイブリッドで行います。今、画面に表示されていますが、ポイントだけお伝えいたします。表示名は氏名・所属をお願いいたします。通常はマイクをミュートをお願いいたします。発言されるときは手を挙げる機能で意思表示をお願いします。司会の指名を受けた後に、氏名・所属を述べて発言ください。最後に、参加者の録画・スクショ撮影は厳禁とさせていただきます。議事録用に録画と文字起こし機能を利用しますが御了承ください。以上でございます。

では、最初に関会挨拶でございます。日下部国際協力局審議官からの挨拶を予定しておりましたが、急遽別件がございますので、代わりにNGO協力推進室長の岩上より関会挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

1. 関会挨拶

○岩上（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 室長）

NGO協力推進室長の岩上です。今日はよろしくお願いいたします。

今、司会の大河首席から話がありまして、日下部審議官は後ほど来るとありますが、今こちらにおりませんので、審議官の関会挨拶は私が代読させていただきます。

国際協力局審議官/NGO担当大使の日下部です。本年度、第3回ODA政策協議会の関会に当たり御挨拶申し上げます。

昨年、2024年は日本がODAを開始して70年の節目の年でした。今年度は市民社会の皆様とこれまでODAが果たしてきた役割を振り返り、今後のODAについて幅広く考える機会になったものと考えております。このODA政策協議会は、NGOと外務省が定期的に集まり、ODAの在り方について様々な視点から議論を行う機会として、外務省でも非常に重視している枠組みになります。

本日は合計4つの議題について議論を行う予定です。双方の知見を生かしつつ、有意義かつ建設的な意見交換が行われる機会になることを期待しております。特に最後の議題は、国際協力における市民社会との連携の在り方という非常に大きなテーマでございます。来年2026年にはNGO・外務省定期協議会が始まって30年の節目を迎えます。この機会に、グッドプラクティスとして長年続いてきたODA政策協議会を皆様と一緒にさらに成長させていければと考えております。そして、戦略的パートナーであるNGOの皆様との連携をさらに強化し、より効果的かつ持続的なODAを推進していきたく思います。

本日は、忌憚のない意見交換が行われ、今年度を締めくくる有意義な会議となることを期待いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、早速協議事項に移らせていただきます。

最初の議題は、報告事項として外務省からの提案議題でございます。

「外務省所管2024年度補正予算及び2025年度当初予算案の概要について」でございます。

こちらは国際協力局政策課首席事務官の五十嵐から最初に御説明をお願いいたします。

2. 協議事項

(1) 外務省所管2024年度補正予算及び2025年度当初予算案の概要について

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

改めましてよろしくをお願いいたします。国際協力局政策課の首席事務官をしております五十嵐と申します。私のほうから最初の議題であります予算関連のところをお話しさせていただければと思います。

そもそもの要求のところとも関連してきますので、政府予算案の概要から御説明させていただければと思います。全体で20分ということですので、あまり細部に立ち入るというよりは、私からある程度説明させていただいた上で、御質問等があれば答えさせていただくという形で進められればと思います。

まず、こちらのページが一番大きなところだと思います。令和7年度予算につきましては、左のほうにありますグラフを見ていただくと、予算のところでODA予算として大きなものであります無償資金協力、そして、JICA運営費交付金、任意拠出金、これは全部がODAというわけではないのですが、この中の多くがODAという形になっております。

それぞれに関しますと、昨年度との比較というのはこちらで書かせていただいておりますが、無償資金協力に関しては残念ながら48億円の減、ただ、JICA運営費交付金につきましては増額というような形で確保させていただきました。任意拠出金は非常に残念ながら為替ですとか、あるいは優先順位のような課題等もございまして、その中で、このような形でつけさせていただいたものとなります。

他方で、補正予算は2,145億円、後ほど内訳は簡単に御説明させていただきますけれども、こちらは昨年度の2,701億円、これも実はかつてない規模の補正予算という形で措置をいただいたものでございます。今年に関しましても外交的な必要性ですとか、国際的な課題を理解いただいて、そういった形で措置をいただきました。

これらを合わせた形で外務省全体としての予算としても7,617億円ということで、純粹に事業をやっていくためのお金だけではなく、その実施に係る在外公館、足腰と言われるようなところ、現地を実際に見ていくための経費、そういったものも合わせた形で全体としては増額という形で予算措置をいただいたところでございます。

無償資金協力ですとか、そちらに関しては厳しい結果にはなっておりますが、その中で

もできる限り開発効果を高められるように、連携につきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

内訳に関しましては、右のほうにあります予算の柱をざっと見ていただいて、ODAが関連してくるところとしては、主に柱1、2、3のところが大きいかと思われます。それぞれ次のページ以降で簡単に御説明できればと思います。あと、予算のポイントとしてこちらで挙げさせていただいているのが、国民の生命と安全を守るオールジャパンの官民連携により日本の経済力を強化して機動的・戦略的な外交を展開するということです。

ODA関連ですと、特に強いのはポイント1、2のところ、自由で開かれたインド太平洋、そこに向けたODAの戦略的活用ですとか、あとはポイント2のところにもあります日本企業の海外展開、あるいは下のほうにありますオファー型協力の展開ですとか、そういったものを通じまして、途上国の開発課題を解決するとともに我が国にとっても課題を解決していくという共創を重視しながら、予算としても取り組んでいきたいと考えております。

次のページの左上のほうにありますODA関連ですとODAの戦略的活用、さらに内訳的なものを下のほうに書かせていただいております。上から2番目のオファー型協力や民間資金動員型のODA等を通じた効果的・戦略的開発協力の実施、ここに万感の思いを込めてといいますか、きちんと相手国と対話しつつも日本としてどのような形で効果的・戦略的なODAができるかということに取り組んでいくところです。具体的な金額に関しては、先ほど申し上げた無償資金協力、JICA交付金の内数という形になります。

あとはその下のほうにございます連結性強化に関するインフラ整備、こちらはどちらかというとFOIPといわれる自由で開かれたインド太平洋ですとか、そういったところの関連、あるいは下から2番目のところで官民連携案件を含むウクライナへの復旧・復興支援ですとか、あとは最後のところでサプライチェーン強靱化ですとか、そういったところです。日本というのは単独でこの世界の中でやっていけるわけではなく、資源の多くを海外に依存していますし、ほかの国ときちん関係性をつくっていくことなしには成り立たない国であるということを踏まえまして、世界の中での日本、世界にとっての貢献というものをきちんとやっていくということで考えております。

右のほうにございますところでは、幾つか新しい要素として挙げられるのが紛争影響国等におけるジェンダー視点に立った支援の推進ですとか、WPSのような視点の重視、あるいは司法制度の整備がもう少し下のほうにありますけれども、基本的に柱1の命題にありますように、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序はきちんと維持・強化していくことで、共通のルールの下で世界をつくっていく必要性を改めて確認するとともに、同じ方向を向いていただいている国に対しての支援というものをやっていくところでございます。

次のページ、新たな時代における国際協力の実施ということで、こちらで同じように国際的な課題に対してのということですけれども、改めて新しい仕組みといいますか、ODAとしてやれることを大きく取り上げさせていただいております。

左側のところで挙げさせていただきましたのは、先ほども触れましたオファー型協力の

代表されます様々なマルチステークホルダーと記載させていただきますが、NGOの皆様も含めた様々な主体との連携による効果的・戦略的なODAをさらに強化していくというところで、中でも、新しいものとして科学技術に着目する側面ですとか、あるいは企業等の知見を活用した社会課題の解決が非常に重視されてきています。この社会課題というのも途上国の発展に伴って、必ずしも従来型のODAだけではなく、新しいアプローチですとか、そういったものが必要になってきているところがあるかと思います。

それに関連するもので、また再掲という形になりますけれども、同じようにオファー型協力ですとか、そういったものを挙げております。あとは右側に記載させていただいている重要なところが地球規模課題に対しての取組をきちんと指導していく、SDGsの達成に向けた取組の強化ということで、環境、気候変動、国際保健、いずれも重要ですが、こちらで課題を解決していく上で重要なのが、日本の知見を生かしつつルール形成ですとか、あるいは方向性を考えていく。ここに対して有効な支援もそうですし、アプローチの仕方もそうですし、また、対外的に説明していくときのナラティブといいますか説明ぶり、こちらでもきちんとそんなことを意識しながら取り組んでいきたいと考えております。

さらに人道問題への対処を含む人間の安全保障、こちらの開発協力の中での主導的な考え方ですので、こちらを踏まえて、情勢が安定しない地域というのは絶えない状態ですが、それに対して取り組んでいるところでございます。特にアフリカ開発会議、今年の夏に開催されますTICAD9に向けてというところも記載させていただきました。

次のページは若干重なる部分がございますが、経済外交という形で整理させていただいているところの一つとしてのODAの戦略的活用が記載されております。開発にとって、もちろん様々な社会的な開発課題は重要なところなのですが、途上国の経済成長をともににつくっていくという視点は非常に重要だと考えておりますので、ここでもオファー型協力や官民連携を記載させていただいています。

あとは柱4、5とありますけれども、どちらかというと、外務省の体制強化といいますか、あるいは情報、セキュリティの強化ですとか、そういったところになってきます。もちろんこれらも含めてODAを実施していく上で非常に重要な予算ではありますので、全体としてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

当初予算に関しましては一通り終わらせていただいた上で、補正予算に関して少し補足をさせていただければと思います。

次のページ、時系列的には当初予算のほうで12月末、その前の段階にはなってしまうのですが、補正予算の概要、こちらは2,145億円を確保いただきました。その中でも、法の支配に基づく、先ほど申し上げたような目的、あるいはアフリカ、ASEANといった途上国、こちらはグローバルサウスという言われ方もされておまして、非常に多様な相手ではありますので、それぞれ対応していく必要があるもの、これに対しての予算を計上させていただいております。

次のページで記載させていただいていますが、ODAとそれ以外も混ざってはいますけれども

ども、ODAで大きなものとして、1つ目のビジネス環境改善を含めたアフリカやASEANをはじめとするグローバルサウス諸国の連携強化です。こちらはどちらかといいますと、インフラ整備ですとか、経済的なところでの予算を計上させていただいております。

その次、国際社会の平和と安定としまして、これも中東やアフリカをはじめとするグローバルサウス諸国に対する人道支援ということで、こちらの補正予算では比較的喫緊の課題への対応ということで、人道支援に関してのニーズが非常に高い形になります。こちらが590億円です。このほかウクライナ及び周辺国への緊急支援ニーズへの対応でも255億円という形で計上させていただいております。

さらにその下にあります地球規模課題の解決に貢献するための施策、ユニバーサルヘルスカバレッジ推進のための拠出など、こちらが国際保健に関しての貢献となります。グローバルファンドですとか、GAVIワクチンアライアンス、GHIT（グローバルヘルス技術振興基金）といわれるような国際機関、保健関連の活動に対しての支援ということで、この多くはアフリカですとか、そういったグローバルサウス諸国等に対して向けられるものになっております。

あとはグローバルサウス諸国の脱炭素化、気候変動強靱性強化ですとか、そういった課題に対しての予算措置をさせていただいているところでございます。

以上、駆け足になりましたが、10分程度で御説明をさせていただきました。御不明な点等があればお答えさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

御説明ありがとうございました。

それでは、NGO側からの御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

御発言に当たっては、まず、御所属のある方は所属団体を名乗っていただいて、その後にお名前を名乗ってからよろしくお願いいたします。

●内海（（特活）ピースウィンズ・ジャパン 海外事業部中東・東欧地域マネジャー）

ピースウィンズの内海旬子と申します。よろしくお願いいたします。御説明ありがとうございました。ますます日本のODAに期待が集まる中、予算の確保・拠出に御尽力いただきましてありがとうございます。

まず、当初予算のほうの御説明の柱1のところについて質問いたします。

柱1の左側のところの厳しい安全保障環境への対応の4番目、5番目、ウクライナ、それから、イスラエル・パレスチナ情勢でそれぞれ影響を受けた支援の強化について具体的な対象、あるいは事業内容、金額について教えていただけますでしょうか。また、選ばれる基準があれば、その基準についても教えていただければと思います。

2点目は、官民連携があらこちらに出てきて、それは賛成するところです。民というものの、企業というのは先ほどの御説明にありましたけれども、我々NGOのところはございます

でしょうか。よろしくお願いします。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。

まず1点目の御質問、ウクライナ及び影響を受ける国への支援とイスラエル・パレスチナのところです。こちらはある種、ほかの柱と若干重なっている部分があります。ただ、ウクライナに関しましては、復旧・復興に対しての支援、JICAを通じたものも行っておりまして、あるいはテレビ等でも少し取り上げていただきましたけれども、地雷対策ですとか、そういったところに対しての支援ですとか、そちらが想定されているところでございます。ある程度中長期的な復興も見据えながら技術協力でいろいろな調査等をしながら、こういったニーズがあるのかというのをきちんと把握しながら取り組んでいるところです。

イスラエル・パレスチナ情勢を受けた支援の強化は幅広いものがございます。予算として大きなものとしては、国際機関を通じた拠出金ですとか、あるいはJICAで行っているものに関してもJICA運営費交付金の中で行われるものですので、その中で取り組んでいるもの、あるいはNGOとの連携の中でジャパン・プラットフォームをはじめ、活動していただいているところに関しての予算というのはこの中に入っております。

官民の民ですけれども、こちらはおっしゃるとおり非常に広いものでして、いわゆる純粋な民間企業ということだけではなくNGOも当然入っておりますし、あとは研究機関ですとか大学、あるいは学校ですとか、地方自治体の関連団体とか、そこを通じた様々なアクターとのネットワークも非常に重視しているところでございます。

その関連では、JICAの地方事務所がかなりいろいろな幅広いネットワークをつくっていらっしゃるもので、NGOとの協議等も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

●内海（（特活）ピースウィンズ・ジャパン 海外事業部中東・東欧地域マネジャー）

ありがとうございます。

ウクライナの実地のことですけれども、今日、私はピースウィンズ・ジャパンとして参加していますが、地雷廃絶日本キャンペーンというところの理事もしております。地雷対策については外務省の軍縮課の皆様にお世話になっております。地雷除去のみならず、地雷回避教育とか、地雷の事故に遭わないようにする教育とか、既に残念ながら出ている犠牲者の支援についても、ぜひ考えていただければと思います。

それから、イスラエル・パレスチナについては御承知のとおり、今朝イスラエルが停戦合意を一方的に破棄して大規模な攻撃をしたという報道がありまして、現地からのレポートも我々は受けています。停戦合意の中には御承知のとおり、支援物資を入れていくということも入っていて、それが止まってしまうということになり、また、この合意が破棄されたままになってしまうと人道支援が止まる。そして、ここまで来たのがまた後退ということになりますので、その部分も含めてぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

今井さん、どうぞ。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

日本国際ボランティアセンターの今井です。ピースウィンズ・ジャパンの内海さんもパレスチナで活動されていますけれども、私どもJVCもパレスチナで活動していきまして、どのぐらいのパレスチナに対する支援を日本はしていくのかが非常に気になるところです。令和6年度の補正では135億という数字が出ていましたけれども、今回、この令和7年度の予算で具体的な金額としてパレスチナ人道支援関係で幾らなのか、その内訳は例えばUNRWAに幾らですとか、JPFに幾らですとか、その辺りはお答えいただけますでしょうか。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

個別の国際機関ですとか、そういったところで明らかにパレスチナに特化しているものという、恐らくUNRWAだけになるかと思います。当初予算として今幾らかということに関して、こちらは確認すれば個別にお答えできるかと思います。UNRWA自体の当初予算に関して確認をさせていただければと思います。（注：本質問については、協議会終了後に五十嵐首席事務官から質問者に口頭で回答済み。）

他方で、ご存知のとおりといいますか、JICA運営費交付金ですとか、無償資金協力として計上されているものの中でもパレスチナ支援に向けられるものはございます。今の段階でそれを幾らと固めることはできないのですけれども、補正予算に関してその内訳はおっしゃるとおり135億円というところです。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

それは後で教えていただければ幸いです。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

当初予算に関しまして、国際機関拠出金については補正予算ほどの規模感というのは、どうしても難しいところがございます、というのが今の段階で申し上げられるところです。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

時間的に、本件に関してはこれでお話を閉じたいところですが、司会ながら一言だけコメントさせていただきたいと思います。

気の早いことですが、令和7年度の補正に関する期待でございます。なぜそのようなことを申し上げるかと言いますと、NGOとしては常に期待を主張してきたわけですが、人々のWell-beingに直接つながるような社会インフラの分野でのODAということを常々申し上げてきております。具体的に教育とか保健といったものに、ぜひ日本のODAもしっかりと予算を配分していただきたい。現在だと、基本的には経済インフラが4～5割ぐらいだと思っておりますけれども、そういう社会インフラへの使用ということでございます。

一方で、世界の開発協力の地図が大きく変わってきていると思います。社会インフラに4割強、それから、緊急援助に2割強、合わせて7割ぐらいの予算をこういう緊急援助であり

ますとか、社会セクターへ注いできた。そういう援助大国が随分大きな変化を示している中で、ぜひ日本の外務省におかれては、こうした変化する援助・協力の世界地図の中で、気の早いことですが、補正に関してはこういう社会セクターへの投資ということを強く期待をしているということを申し上げておきたいと思います。

時間がない中申し訳ございませんでした。次に移らせていただきます。

2番目の「非軍事原則と海上保安機関への船艇支援について」ということで、まず、今井さんのほうから御説明をお願い申し上げます。

(2) 非軍事原則と海上保安機関への船艇支援について

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

改めて、日本国際ボランティアセンターの今井です。よろしくお願いします。

いわゆる非軍事原則については2023年に改定された開発協力大綱でも堅持されていて、重要性についてはNGO・外務省双方が認識しているところかと思います。このODA政策協議会の重要な役割として、この非軍事原則をモニタリングしていくということがあろうかと思いますが、そういう意味で議題提案をさせていただいております。「非軍事原則と海上保安機関への船艇支援について」というタイトルです。

この間、2023年度の第3回、それから、2024年度の第1回の協議会で、JVCからそれぞれ巡視船ですとか、そういった関連の質問させていただきましたけれども、それに引き続くような質問です。議題の背景のところ、2023年度第3回の協議会では、このフィリピンの巡視船支援について、そこに引き渡し後にフィリピン側が銃器を搭載したことが確認されました。その具体的なスペックについては詳細を明らかにできないというお話がありました。しかし、その後、2024年の6月の開発協力適正会議において、これはインドネシアの事例ですけれども、結構具体的に30ミリの機関砲をインドネシア側が搭載する予定だという話が出ていまして、このように具体的に話がされるものなのかと私は思ったのです。

そのときに、外務省のこれは基準というような表現をしていいのかわかりませんが、30ミリは一般的だけれども、70ミリ、76ミリになったら軍のアセットだから、外務省としては30ミリぐらいまでが容認できるといったようなお話もあったわけです。このインドネシア巡視船の機関砲搭載を適正会議で扱っている際に、非軍事原則との関係で、そこに当時の課長さんの発言が引用されていますけれども、割とアンテナを広げて報告すべきだと考えていらっしゃるという発言がありました。

こういった御発言は、私は非常に意味があるというか大事なことだと思っております。そのスペックを開示するとか、そういった武器の搭載があったときに適正会議で報告をする。ただ、その観点からすると、その下に書いていますが、インドネシアの事例では報告をされましたが、さかのぼって考えると、フィリピンについても搭載されているのですけれども、そこについては開発協力適正会議では、私がずっと議事録をさかのぼっている限りでは報告はされていなかったわけです。

そういった背景の下に今日は御質問を幾つかさせていただくわけなのですが、事前質問に書いてあるのは、各国の軍、海上保安機関に対して支援した船について武器が搭載された事例についてリストの形で開示してください。その際に銃器等のスペックの開示もお願いしますということを事前質問しまして、これは口頭での事前の打合せの際にお伺いして、昨日その資料もいただきました。

その資料を共有しますが、合計4件あります。確認したいのは、この資料は政策協議会の本日の資料として後々ウェブサイトにもきちんと掲載されますねということと、それから、この表にはタイトルが何もついていないので表だけ見てもよく分かりませんから、引き渡し後にこういった武器が搭載された事例と書いていただきたいということです。

それと、内容について、事前質問ではこういった船に搭載された武器のスペックについても開示していただきたいと申し上げましたが、ここでは具体的にこういったスペックのものが搭載されたのか書いておりませんので、その開示をしていただけますでしょうか。

それから、それぞれ何隻かの船を提供して支援しているわけです。フィリピンの上から2つ目、10隻の巡視船を供与していますし、3番目だと2隻、例えばそれが10隻だったらそのうちの何隻に搭載したのかということも開示していただければと思います。

先ほどの議題提案の資料に戻ります。本日の論点です。

1つ目は、開発協力適正会議で年に1回、原則として4月に軍関係者が関わった事業の報告をしていますけれども、そこで毎回必ず1年間に行われた供与資機材の銃器等の搭載の具体的内容について、ぜひ報告していただけると、それを基にしてこのODA政策協議会でもさらに様々な議論ができるのでお願いしたいということです。

2つ目につきましては事前の打合せを踏まえた質問になります。先ほどの表に事例が書かれていましたけれども、こういったものがこれまで支援した巡視船・船艇のケースを全て網羅的にチェックした上で出てきた表ですかとお尋ねしたところ、網羅的に調査をしたわけではなくて、ただ、一義的には相手国が引き渡し後に搭載するときには、日本側に報告というか相談があるはずだということで、それがあった4件について書いているということでした。ただ、これも非軍事原則の重要性を考えれば、相手国からの相談に頼るだけではなくて、例えば年に最低1回は日本側がモニタリングをして、そういった武器の搭載ですとか、使用状況をモニタリングする必要があるのではないかというのが2番目の御質問です。

3番目、先ほどお話をしたように、開発協力適正会議では、具体的には30ミリ口径の機銃であれば標準の範囲で、76ミリでしたら軍事用ではないかといった見解が聞かれました。今後こういった標準、つまり30ミリまでだったら外務省は容認するけれども、それ以上は相手国のリクエストがあっても日本としては認めないという理解でよろしいでしょうかという質問です。

4番目は、簡単に申しますと、インドネシアへの巡視船支援は60メートル級なのでそれを

支援しますという説明をされていましたが、結果として80メートル級になっていますので、それはなぜでしょうかという質問です。開発協力適正会議の議事録を見ると、60メートル級だから必要なのだということが強調されていたので、こういう質問をさせていただいています。

5番目以降は、ODAとOSAの関係性というか、境界線についての質問になるのですが、OSAでも警備艇ですとか、救難艇、複合艇、高速警備艇といったようなものの供与が決定していて、名前が同じ警備艇がODAでもOSAでも支援されているということで、果たしてどういった違いがあるのだろうかと思うわけなのです。具体的な仕様とか装備の差、あるいは搭載可能な銃器についての差がODA支援とOSA支援であるのかどうかという質問になります。

その次、さらに支援の目的ですが、外務省ウェブサイトでの情報を見ると、ODAでの支援は海上法執行、海難救助能力の向上等があります。OSAは警戒監視ですとか、こちらで災害対策ということが書いてあります。ただ、案件によっては海上法執行であっても哨戒活動とか監視活動があるので、監視ですとか警戒、あるいは災害救助という意味では、ODAとOSAの支援の間に目的として明確な境界線を見出すことが私にはというか、なかなか素人目にはできないわけです。

そうすると、私から見れば同じような警戒監視をするとか、災害対処をするとか、海難救助をする能力を高める支援のときに、果たして相手国の海上保安機関への支援と海軍への支援とどちらが適切なのかといったような検討を外務省の中でされているのでしょうか。されているのであれば、こういったプロセスにおいて、どの担当課が行っているのかということをお聞きしたいと思います。

こういった質問をしている意味は、7番目に書いてありますけれども、今まで日本は海上の警戒監視といったような意味では、各国の海上保安機関に対して能力構築も含めたODA支援を長期にわたって行っているわけです。インドネシアのBAKAMLAという機関に対しても、それを育成するといったような観点で支援をしてきているわけです。そういった実績があるのは、私だけではなく様々指摘されていると思いますけれども、紛争を助長しないとか、軍事的緊張がエスカレートされないという意味では、軍ではなくて海上保安機関をきちんと支援していこうといった姿勢が外務省さんにはあると思います。

そういう観点から考えたときに、警戒監視とかというようなことで、どうして海上保安機関の支援ではなく、OSAで海軍の支援を行うのかというのを疑問に感じるわけなのです。しかも同じ国に対してです。その点、これはOSAの話ですが、どのような理由で海上保安機関ではなくて海軍を支援する判断を外務省としてされているのかといったようなことをお伺いしたいと思います。

長くなりましたが以上です。よろしくお願いいたします。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

御質問ありがとうございます。順を追って回答させていただければと思います。

最初の質問としてございました適正会議において銃器の搭載ですとか、その具体的内容

に関して報告されるべきではないかというところに関してです。開発協力適正会議というものに関しては、開発協力の中の適正性を確保するためということで検討させていただくことになっておりまして、大綱上の軍事的用途の回避原則、我々は非軍事原則と言っています。非常に重要な部分だと思いますけれども、軍事的な目的に使われることがないようですとか、紛争助長に使われることがないことをどう確保していくかということです。

これに関しましては実際の協力の内容といいますか、まずは協力の趣旨・目的、2つ目に対象の主体、第3に内容や効果、こちら3つの点から個別具体的に判断してきているものでございまして、その中で、特に慎重な検討を行う必要があるような案件、特に新規に行うような案件に関しては開発協力適正会議において、その審議の対象としてやらせていただいているところでございます。そういう意味で、言及のありましたインドネシアに対しての巡視船の供与は令和4年に議論に上がったところでございます。

そういう意味で、基本的に新しいものに関してはそのように議論させていただいているのですけれども、これまでやってきているものですとか、継続的にやっているものに関しては、原則として報告という形で議論の時間を有効に使うために整理をさせていただいているところでございます。

その一環として年に1回、軍関係者がかかわった事業等に関しては適正会議の場で4月頃に報告させていただくことになっておりまして、こちらの関係で報告に関してできる限りのものをさせていただくということは我々としても検討させていただきたいとは思っております。その意味で、お示したような資料に関して、これらの案件に関して非軍事原則に抵触しない旨確認がされたということについては報告をきちんとさせていただくことができるかと思います。

他方で、なかなか難しいのは海上法執行を行う上での個別の装備ですとか、そういったもののスペック、どれぐらいの能力があるのか、こちらを示すことは相手国からするとなかなか難しい部分です。それを出すことによってまさに活動自体に支障が及ぶということも多いことから、そこを一概に求めるのはなかなか難しいというのが現状かと思います。その意味では、まずは案件としてどこであったか、ここに関してはきちんと御報告をさせていただければと考えているところでございます。

あと、これまでのモニタリングとの関係に関しまして、もっとこちらからきちんと確認をしていくべきではないかというところでございます。御説明いただいたとおり、一義的には相手国からの相談、こちらは供与に際して武器等を搭載することがある場合にはきちんと事前にこちらに情報共有を求めていますので、そういう意味ではそちらで寄せられる情報が基本的に来る形になっているところです。

先ほど申し上げたような相手国の法執行をきちんと確保するという観点から、この調査に関しても過度に入っていくことがなかなか難しい部分がございます、そこは相手国との間である程度合意といいますか、頭合わせをしながらやっていく必要があるところです。現状としましては、非軍事案件といわれるものに関して特に慎重な検討を要するもの、そ

して、きちんとモニタリングすべきものについて、モニタリングを供与から大体1年後、あとは3年後を目安にやっている状態でございます。その中で、何か相談がない形になっていないかですとか、そういったところも含めてきちんとした確認をやっていければと考えております。

とはいえ、基本的に相手国との意思疎通はかなり密にやっているかと思います。その意味で、逆にモニタリングという形でやらずとも、意見交換の中で向こうから情報共有として入ってくるということのほうが頻度としては大きい形になるのかなと思います。

続いての御質問に関して、ここはあくまでも一般的な海上法執行機関の装備の標準的なものに関してというところ、こういったことが議論の中で参考として示したものでありまして、30ミリ口径であればいいけれども、76ミリは駄目ということかどうかというところ、あくまでもそこは個別具体的に検討していくということになるかと思っております。

海上法執行能力をきちんと確保する上で、相手国にとってどの程度必要になるのか。これはその国の状況ですとか、あるいは使用用途、頻度ですとか、そういったものによってもかなり異なってくる部分はあるかと思っております。ただ、それを踏まえた上で、あくまでも非軍事目的という形で使われるものであるということについては、事前にきちんと確認をした上でということとは変わらない原則としてあると思っております。

4つ目の御質問としていただいていた巡視船の大きさに関しての変更がどういう事由であったのかというところです。ここは2022年4月の段階での情報ですとか、相手方との調整状況に基づいて詰めていた段階のものとしては、当時の植野局長のほうから説明があったとおりで、60メートル級が確かちょうどよいというような説明だったかと記憶しています。その後、具体的な調査を進めていく中で、インドネシア側としてこういったところ、大きい船ですと外洋での航行がある程度可能ですとか、きちんと確保したい法執行の範囲に対して有効にやるためには、実はある程度の大きさがないとなかなか難しいですとか、そういった事情が事後的に明らかになってきたのがありまして、それらも踏まえて80メートル級の巡視船という形に変更されたところでございます。

そういう意味では、適正会議の段階ですと、詳細な調査をやる前の段階で御議論いただいているところでありますので、その後、調査をしていった中でニーズに関して、このほうがいいだろうということが相手方の中から出てきたところでございます。そこに対して、まさに調査をしていったからこそ、この件に関しましてはある程度具体的な搭載するものですとか、そういったことも明らかになってきたところがあるわけです。大型化と搭載するものの関係性ということもなかなか何とも言えない部分があるかと思っております。

一般論としては、小さい船に大きなものは載せられないというところはあるとは思いますが、それでも実際の活動としてどの程度の活動を想定するか、それが必要となるか、例えば海賊の対処みたいな形の対応に当たっては、一定以上の装備が必要になってくる部分はあるかもしれませんし、そこはケースバイケースというところになるかと思っております。

その上で、次の御質問としていただいておりますのがOSAとの関係です。こちらですけれ

ども、供与するもののスペックに差があるのかというところです。ここも申し訳ございませんが、どうしても個別の事案にはなってくるところですので単純比較ということはなかなかできないかと思います。そもそもODAとOSAは目的が異なる形になっておりまして、あくまでODAは経済社会開発を目的としているのに対して、OSAというのは安全保障、抑止力向上といったところを目的としている。そして、供与の対象も異なっているところですので、どちらがどちらというのはなかなか一概に比較することはできないかと思います。

その上で、ODAに関しましては、あくまでも経済社会開発、法令の海上における執行ですとか海難救助、海洋の汚染及び海上災害の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、日本でいえば海上保安庁が行っているような目的の範囲内で供与していることになります。

巡視船と巡視艇の違いということに関しましてお尋ねがあったかと思うのですが、こちらに関しましては、基本的にはどちらも海上における治安の維持や海難救助を行うためのものでありますが、巡視船のほうはどちらかといえばより広範囲の海域、外海ですとか、波が高いところも含めて大きな船で対応する必要があるところ、巡視艇というのは比較的陸に近いような港の中ですとか沿岸部での使用が想定されているということは、かなり一般的なお話にはなりますけれども、言えるかと思います。

あと、こちらもODAとOSAを含めてですけれども、供与に当たっての検討といいますか、どちらでどうすべきかですとか、その辺りに関しての検討状況ということですが、一般論で申し上げますと、日本でいえば海上保安庁と海上自衛隊とで比較すれば、海上保安庁が行う警戒監視というのは、どちらかというところと犯罪取締りですとか、麻薬の密売、あるいは密漁ですとか、そういったところに対しての国内法に基づく犯罪行為の未然防止、取締りといったところを目的としています。それに対して、海上自衛隊が行う警戒監視というのは、活動でいいますと、領域及び周辺海域の防衛を目的とするというところが一般論としては申し上げられるかと思います。

ODAとOSA、目的と供与対象が異なっており、供与対象としてOSAに関しましては軍も入っているところがございます。そういう意味では、各国によってそこは異なる部分はあると思うのですが、目的の違いを踏まえながら、どちらでどのように支援していくことがより適切かということを考えているところになっております。

7つ目として御質問いただきましたフィリピン、インドネシアに対しての支援に関しての理屈です。こちらは繰り返しになってしまうのですが、ODA、OSA、どちらもそれぞれ目的が異なりつつも、いずれも重要な外交的な手段、ツールとして活用していくことが重要であると外務省としては考えているところでございます。

その上で、御指摘いただいた供与に関しましては、ODAにおきまして、フィリピンについては2024年4月に円借款という形で、フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画、こちらのフェーズ3の交換公文を締結した形になっております。インドネシアに関しては2023年12月に無償資金協力海上保安能力向上計画、こちらが先ほどの適正会議の話の中で挙げられた巡視船を供与するものですけれども、こちらに係る交換公文を締結させていただ

ておりまして、さらにその関連する作業、設計ですとか建造ですとか、そういったところに進んでいるところでございます。

これに対して、OSAに関しましては2024年に海洋安全保障能力や警戒監視能力の強化のためということで、フィリピンに対しては複合艇等の供与、インドネシアには高速警備艇の供与を決定させていただいているところでございます。

こちらは繰り返しになってしまいますけれども、それぞれの対象、あるいは目的の違いを踏まえつつ、それぞれきちんとした意義がある形で支援を行わせていただいているところでございます。

長くなってすみません。お答え漏れは大丈夫でしょうか。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。

それでは、今井さんからさらに質問をお願いします。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

あまり長くないようにと思います。五十嵐さん、詳細な説明ありがとうございます。

具体的なリストに上がったものですが、こういったことは報告という形にはなるけれども、適正会議でも年に1回ですとか報告をしていくと受け止めましたが、そういったことですね。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

そうです。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

新規ではないので、議論というか、そういった議題ではないけれども、報告の中にはそれが含まれる。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

入れさせていただく形で検討できればと考えております。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

ありがとうございます。

そこで具体的なスペックについては示すことができないというお答えがありました。それは以前の協議会でもそういったお答えがありましたけれども、例えばフィリピンの巡視船の事例については、今、画面を出しますが、これはフィリピン沿岸警備隊のウェブサイトです。この中でフィリピン沿岸警備隊自身がこのように、これは日本が供与した巡視船についてですが、こういったウェポンシステムを搭載しましたということを自分で公表しているわけです。こういったとても軍事機密といったレベルではないというか、つまり沿岸警備隊そのものが公表して、写真などもウェブサイトで様々な記事ですとか、ブログなどに出ていますけれども、恐らくそういった記者とかが写真を撮れるような状況を沿岸警備隊自体がつくっていると思うのです。

そういったことを考えると、外務省さんは相手国があるので開示できないといつもおっ

しゃいますけれども、もっともっと開示できる部分があるのではないかと思います。ぜひ最大限開示するというような姿勢を持っていただきたいということをお願いしたいと思っています。

もう1点は、OSAとODAですけれども、その目的が違うという説明がずっとされてきました。日下部審議官も何度もされてきたと思いますけれども、ODAは経済社会開発であり、OSAは抑止力であるということで、先ほどの御説明の中で海上保安庁と海上自衛隊の違いを例に出されて、海上自衛隊の場合には防衛ということがあるとおっしゃいました。OSAについて私は別の機会に安全保障協力課の方と意見交換をしましたけれども、防衛ということをおっしゃらないのです。そこで警戒監視とか、もちろん災害対処、海難救助といったこともおっしゃるので、そうすると、ほとんど境目が見えないということになるのです。

そういったことを考えると、どうしてわざわざ軍の支援をするのか。私が先ほど申し上げましたけれども、軍事的緊張に至らないために、外務省として海上保安機関を支援していくのだというポリシーをどうして堅持されないのかなと思いますということをコメントさせていただきます。

私からは以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

フィリピンの事例、ありがとうございます。各国によって透明性を確保するような取組ですとか、そういったところを行っていることは確かにあり得るかと思います。ただ、そこに関しても全ての国に関してどこまでいえるのかというところについては、相手国の関係もありますので、ただ、御指摘いただいたとおり、不断に改善というものに関しては我々としても検討を進めていければと考えております。

あと、ODA、OSAに関しましては、おっしゃるとおり、軍が主体であったとしても災害対応といったところをやっている事例は実際にありますし、なかなか難しい部分があるとは思いますが。重なってしまっていて分かりにくい部分はあるのかと思います。

その中で、いずれにしても重要なところとしては、きちんとした実効的な相手国に対しての支援、それがOSAに関しても安全保障ということを行っているわけであって、国際紛争を助長するというようなところの観点からということ言えば、基本的にはそれを避けるような形で、あくまでもきちんと国の中での事案ですとか、あるいは安全が確保されるようにという観点からというのが一番大きいかと思います。そこに対してきちんと貢献できるように支援をしていく。その中では、我々の中でも意志疎通をきちんと図っていくことは重要なと考えております。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

時間が来ているのですけれども、あと1問ぐらい。

佐伯さん、お願いします。

●佐伯（（特活）名古屋NGOセンター 政策提言委員）

細かいことになってしまうのですが、今おっしゃられたことで、ODAとOSAに関しては対象が異なる、目的が異なるからということで理解はしました。しかし、例えばインドネシアに関して、インドネシア海軍とインドネシアの海上保安機構（BAKAMLA）が違う組織です。BAKAMLAは確かに大統領直属の機関にはなりますけれども、例えばトップは海軍の中将であったり、インドネシア海軍と完全に切り離された組織ではないことについては、どのように認識されているのでしょうか。

もう一つは、日本の海上保安庁のような活動をする御説明の中にあっただかと思えます。そうすると、インドネシアでいわゆる日本の海上保安庁的な組織というとインドネシア沿岸警備隊（KPLP）というのがあって、ここも省庁としては日本という国土交通省の下にあるような組織になるのですが、なぜそちらには出さずに、インドネシア海上保安機構のほうになるのかとか、一つ一つ説明ができるような形で案件を決められたのかどうかは気になりました。

以上です。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。

まず、大前提としてまさにおっしゃられたとおりです。国によっていろいろな仕組みがありまして、省庁ですとか所管ですとか、そういったところは様々だということが大前提としてございます。その中で、相手国との間で議論をしていく上で、どの支援が相手として一番必要性が高いか、そこに対して日本としてどういう形であれば応えられるかということを経験して検討していくということが基本にはなります。

BAKAMLAに対する支援が重要というのも、私はその担当課ではないのでなかなか一義的には申し上げられませんが、例えば離島に関する海上法執行能力の強化が非常に必要でということで、比較的沿岸部の警備というよりは、離れたところに対しての日本の技術と知見が必要だというニーズが恐らくあったと思います。どこを重視していくか、ひょっとすると沿岸における取締りのほうが大事だということであれば、そちらに対しての支援を日本に対して要望してくることもあるかと思いますが、そこについては日本として提供できるもの、そして、インドネシアが何を求めているか。さらにどの機関が目的を達成する上で一番適切なのかということを経験しながら検討していくということになっているかと思えます。

●佐伯（（特活）名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

まだNGO側の皆さんの中にもお話をされたい方がいらっしゃるかも知れませんが、大変申し訳ございませんが時間を超過しております。

源島さん、大変申し訳ありませんが、手短に2分ほどで御発言をお願いいたします。

●源島（個人）

先ほど安全保障に貢献して国際紛争を助長するのを避けるというお話があったのですが、フィリピンの巡視船に後から搭載したRWSがイスラエルのエルビット・システムズ製というのを記事で見まして、これは記事で公開されているものです。これ非常に問題ではないかと私は思っていて、イスラエルのエルビット・システムズはイスラエルの最大の軍事企業であり、軍の武器を供給しており、85%以上のドローンとか陸上装備を供給しているような会社です。そして、国際司法裁判所が今イスラエルの行っているジェノサイドについて、ジェノサイド行為を防ぐ手段を取るようという暫定措置命令をしたりとか、上川外相がそれを誠実に履行するべきと出している中で、戦争犯罪とか人類に対する罪とかに関わるようなエルビット・システムズの製品が、日本のODAの巡視船に搭載されているということが問題かと思っています。

ここから外務省の方に質問したいのは、日本がODAを通じて相手国に支援した巡視船などに相手国が武器を搭載した場合、その調達先、フィリピンの場合だとエルビット・システムズになると思いますが、調達先を日本は把握することになっているのでしょうか。調達先に関して日本は相手国に対して何かポリシーを持っているのでしょうか。それともポリシーも何もなく、国際法違反だとか戦争犯罪とかに関わっているような軍事企業からでも実質的に調達できてしまう、制限がかからないということなののでしょうか。

以上です。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。

御指摘の特定企業のものが使われているかどうかという観点というよりは、我々として把握しているのは、あくまでODAとしての経済社会開発という目的の観点から、その程度を超えているかどうかというところが、まずは第一に確認すべきところと考えております。その意味で、実際に供与されているものといいますか、調達されているものがどういう性質のものなのかというところが、まずは優先的に確認すべきところかと思っています。

調達先に関して把握しているのかどうかということに関しては、今私自身、この件に関してどうかということは分かりませんが、そこに関しての視点というものを今御提示いただいたので、それらも踏まえながら、こういった形で日本として国際協力をやっていくことが適切なのか、そして、どこまで考えていくことが必要なのか、もちろん国家の主権がありますので、そこに対して完全に日本だけの意向でできるものではありませんけれども、考えてはいきたいと思います。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

3番目「国連女性差別撤廃委員会への資金拠出停止について」ということで、本山さんの

ほうから御説明をお願い申し上げます。

(3) 国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW) への資金拠出停止について

● 本山（（特活）アジア女性資料センター 所長/理事）

アジア女性資料センターの本山でございます。本日はオンラインにて失礼いたします。

私のほうからは国連女性差別撤廃委員会への資金拠出停止の問題について提示させていただきます。報道でもご存知のとおり、1月29日、外務省さんが対日審査最終見解において、皇室典範改正を勧告したことに対する対抗措置の一つとして、国連人権高等弁務官事務所に対する任意拠出金の使途から女性差別撤廃委員会を排除・除外するということを通告したことが明らかになりました。

この件については、もちろん女性の権利に関するようなところでも議論されておりますけれども、今日はこちらの拠出金が多国間ODAとして拠出されているということで、女性の人権に関わる日本の外交にも非常に大きな影響を与えるということですので議題に取り上げさせていただきたいと思いました。

今日、特に伺いたいのは、なぜこういう強硬な措置を取ったのか、どういうプロセスだったのかということに関しては、これまでも様々なところで質問はされているのですけれども、全く回答が示されないということで、本日、特に議論したい部分に関しては、自国への勧告を理由に拠出金をCEDAWに使わせないというこの通告、威圧的・恫喝的外交との批判を免れ得ないのではないか。特に今年は北京行動綱領採択から30年、また、女性平和安全保障決議から25年等、女性の権利に関して重要な節目の年であります。

アメリカのように非常に世界中で反動的な政府が台頭していることによって、国際的にも女性の人権、あるいは性的マイノリティーの人権が非常に後退しそうということで危ぶまれている中、日本はまさにこういうときにこそ揺るがず、法の支配や多国間枠組みの意思を訴えて、女性の権利推進が後退しないようリードしていくべき立場かと思います。その日本が自ら持つ権力を濫用し、国際人権機関の活動を危うくしているということで、これは日本の信頼を損なうというのはもちろんですが、国際的にも非常に重大な否定的影響を及ぼしかねないのではないかと大変強く懸念をしておるところです。

そして、国際的な影響ということももちろんですけれども、国内の説明責任という問題が非常に大きいかと思います。皇室典範が普遍的人権規範の対象外であるという主張の根拠が示されていないのではないかとということが1点です。

この間、この件について様々なところで意思決定プロセスが不透明であるということとは指摘されているわけですが、一貫して説明を拒んでいる。恐らく今日も明確なお答えをいただけないかと思っておりますけれども、こういう状況は公に説明できないような事情で決定が行われたのではないかという疑いが非常に強くなるわけです。この後、市民社会への説明責任というものをどのように果たしていくおつもりなのかということについて、今日は議論させていただければと思っております。

以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。

○岩上（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 室長）

本山さん、ありがとうございます。

私は冒頭御挨拶しましたけれども、NGO協力推進室の岩上と申します。

本件、外務省の総合外交政策局女性参画推進室が所掌しているところではありますが、本日、物理的に出席がかなわないということで、事前に本山さんからいただいておりました御質問に対しての回答を得ておりますので、私が代わって回答させていただきます。

3つほど御質問をいただきまして、最初の御質問に対してでありますけれども、女子差別撤廃委員会（CEDAW）に対しては、皇室典範において皇位継承資格が男系男子に限られていることは女性差別撤廃条約第1条の女子に対する差別には該当せず、また、皇室典範に定める我が国の皇位継承は国家の基本に関わる事項であり、同委員会が取り上げることは適当でない。皇位継承に関する記述は受け入れられず削除すべきであるという我が国の考えを繰り返し丁寧に説明してきました。にもかかわらず、皇室典範に関する記述の削除要求が受け入れられなかったことは大変遺憾であり、そのことを重く受け止め、このような判断となりました。

そもそも任意拠出金は各国が自発的に支出するものであり、その用途を特定することは威圧的・恫喝的外交には当たりません。いずれにせよ、我が国としては女性活躍、男女共同参画は全ての人が生きがいを感じられる多様性が尊重される社会を実現するとともに、我が国の社会経済の持続的な発展に不可欠の要素であると考えていることに変わりはありません。このような観点からCEDAWとの協力については今後も継続しますというところが1点目でございます。

2つ目、皇室典範は普遍的人権規範の対象外であるという外務省の主張の法的根拠は何かという御質問に対するところですが、我が国としては昭和60年、1985年の女子差別撤廃条約締結時に同条約第1条、女子に対する差別とは性に基づく区別等により女子の人権及び基本的自由を侵害するものを指します。ここでの人権及び基本的自由とは、いわゆる基本的人権を意味するが、皇位につく資格は基本的人権に含まれていないことから、皇室典範において皇位継承資格が男系男子に限定されていても、女子の基本的人権が侵害されることにはなりません。

したがって、皇室典範において皇位継承資格が男系男子に限られていることは、同条約第1条の女子に対する差別には該当しない旨を明らかにしており、今回の審査においてもこうした我が国の立場を説明したところですよというのが2点目でございます。

最後に3点目、市民社会への説明責任をどのように果たしていくつもりかというところでございます。女子差別撤廃委員会（CEDAW）による審査においては、我が国の皇位継承の在り方は国家の基本に関わる事項であり、女性に対する差別の撤廃を目的とする女子差別

撤廃条約の趣旨に照らし、CEDAWが我が国の皇室典範について取り上げることは適當ではない旨を説明しました。

審査終了後にはCEDAWに対して、皇室典範において皇位継承資格が男系男子に限定されていることは、女子差別撤廃条約第1条の女子に対する差別には該当しない旨、我が国の立場を表明するとともに強い遺憾の意を伝達しました。

CEDAW に対しては審査プロセス及び審査後にも我が国の考えを繰り返し丁寧かつ真摯に説明してきました。にもかかわらず、皇室典範に関する記述の削除要求が受け入れられなかったことは大変遺憾であり、そのことを重く受け止め、政府として検討し、このような判断となりました。

こうした説明は国会や市民社会との意見交換会等においても行っているところです、というのが3点目の御質問に対する回答でございます。

私からは以上でございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

今の御説明を踏まえましてNGO側の皆様から御発言のある方、お願いいたします。

本山さん、お願いいたします。

●本山（（特活）アジア女性資料センター 所長/理事）

ほかの方もお話になりたいと思うので手短かにコメントだけしたいと思います。

そもそも本日は女性参画推進室がお忙しいということだったのですが、どう考えてもこの決定に関しては女性参画推進室が決定できる立場にあったとは思えません。女性参画推進室に説明させたこと自体が、ある意味で外務省の責任逃れではないかと私は思います。本日は決定責任のあるところに出てきていただき、きちんと決定プロセスを説明していただきたかったと思います。大変残念です。

2つ目ですけれども、皇室典範が国家の基本的立場であって、CEDAWがこれに該当しないという、これが日本の立場であるとおっしゃったのですけれども、今まさに国会で皇室典範について議論が行われているところではないのでしょうか。ということは、これが絶対に揺るがない立場ということとは言えないわけで、そうした意味でも説明責任を欠くような、とても納得いく説明ではないと思います。

3点目に関しては、どのように説明責任を取っていかれるのですかとお聞きしましたけれども、ここは要するに誰がどこでどのように決定したのかということを経済をずっとお尋ねしているのですが、そこについて全く説明をいただけない。そこがまさに問題だと申し上げています。相手国だとかいうような話ではないと思いますので、結局のところ、これは日本政府内において広く市民に説明ができるような形で決定が行われなかったのではないかとおぼざるを得ないところです。

何度も繰り返し日本政府としては法の支配といわれていますが、一体これが法の支配といえるのでしょうかということを、私としては追加のコメントとして申し上げたいと思い

ます。

以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

ほかの方、いかがでしょうか。

藤本さん、お願いいたします。

●藤本（（一財）アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪） 主任研究員）

大阪から参加させていただいています一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、通称ヒューライツ大阪の藤本と申します。今日は御苦労さまです。一言コメントさせていただきたいです。

この女性差別撤廃条約は、日本が批准してちょうど今年40年目に当たる節目の年です。その節目の年にこういう話をするのは非常に残念なのですけれども、女性差別撤廃委員会というのは、女性の人権の保護と促進にとって極めて重要な女性差別撤廃条約の各国の履行状況を監視する機関です。

昨年の日本報告書審査の際には、今日の皇室典範の問題に加え、例えば選択的夫婦別姓制度を導入するようといったような極めて重要な勧告を発出したりしています。今、女性差別撤廃条約の締約国は世界189か国です。世界の女性の人権の伸長を図るために日々取り組んでいる委員会なわけです。この委員会に日本が資金を拠出し続けるということは、まさに本日の議題である国際協力に資することだと思うのです。それを止めるというのは国際協力から逆行していると考えます。

それから、女性差別撤廃委員会についての話ですけれども、日本は条約監視委員会がある人権条約の中で、あと7つの人権条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約、子どもの権利条約など、7つを締結しています。これらの委員会に日本政府が拠出しているかどうか知りませんが、今後、政府にとって気に入らない、あるいは相入れない勧告が出た場合、同じような対応を取るのかどうかということが心配です。

実際、過去において、2013年ですけれども、拷問等禁止条約の履行・実施状況を審査する拷問禁止委員会が、日本に対してかつての従軍慰安婦の権利回復についての勧告を出したときに、日本政府はこの条約委員会からの勧告は法的拘束力がないのだと政府が閣議決定をしている。世界でこんな閣議決定をして勧告を蹴飛ばすというのは日本でしか聞いたことがないという、そんなこともかつてあったわけです。

こうしたことを見てみると、国際協調・国際協力とおよそかけ離れた姿勢ではないかと思うのです。女性差別撤廃条約を含む人権条約を監視する委員会と、日本をはじめとする条約を締結している締約国の間では、少しでも人権状況をよくするために粘り強く建設的対話をやりましょうという国連の合い言葉を日本政府も熟知していると思うのですが、政府は見解を説明したけれども、受け入れられなかったということで、結局のところ逆切れしてしまって、お金は出さんというDV夫のようなことをやってしまった。勇み足というか、

非常に手荒なことをやってしまったわけです。

私は今からでも遅くないと思うのです。ちょっと手荒なことをやってドアを蹴飛ばしてしまったけれども、反省しているので、もう1回対話をして、そして、女性差別撤廃委員会への抛出も従来どおりというか、このところ使われてなかったということらしいのですけれども、抛出しないというような態度は改めていただきたいと思います。

以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。

ほかにNGO側から御発言したい方はいらっしゃいますか。

○岩上（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 室長）

今、本山様、藤本様からいただきましたコメントにつきましては、関係課室とも共有させていただきます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

皆様、ありがとうございました。

時間の関係もございますので、本件はこれにて終わりとさせていただきますと存じます。

4番目「開発協力大綱に基づく、我が国の国際協力及び市民社会との連携の在り方」について、若林さん、お願いいたします。

(4) 開発協力大綱に基づく、我が国の国際協力及び市民社会との連携のあり方

●若林（THINK Lobby/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 所長/理事）

御紹介いただきましたJANICの若林です。

開発協力大綱に基づく我が国の国際協力及び市民社会との連携の在り方、内容的にはここに書いてあるとおりでありますので説明することもないのですが、せっかくの機会ですので、私の思いも含めてお話をしたいと思います。

冒頭、岩上室長のほうからありましたが、外務省の定期協議会が始まって来年で30年ということになります。そういう意味では、去年はODA70年、青年海外協力隊60年とか、いろいろな節目になっていて、この間の環境変化を考えると、今この協議会の議論が国民の理解を得る正しい議論の場になっているかどうかということについて一度見直すというか、点検してもいいのではないかと考えているところであります。我々は市民社会として、言葉はよくないですが、ウォッチドッグとして政府の課題を指摘し、それに改善を求めて透明性、アカウンタビリティーを高めるとするのが役割ですので、私は今後ともこれはやるべきだと思います。

一方で、ODA全体、あるいは国際協力全体を俯瞰して、本当に世界の繁栄のために役に立っているかどうか、どういう議論が必要なのか、そういう建設的なこの議論を聞いた市民・国民がODAは必要なのだと思うような議論が私は必要ではないかと思っております。そういう観点から、とりわけ今年はトランプ政権のUSAID83%事業廃止とか、これまで優等生

といわれたスウェーデン、ノルウェー、あるいはイギリス、フランス、ドイツもみんな削減傾向にあるのです。ですから、この2025年という年は、非常にODAの世界の図が変わる可能性がある。

その中で、先ほど五十嵐さんに御説明いただきましたけれども、何とか頑張って昨年度予算を維持し、一般無償資金協力の予算は若干下がりましたがけれども、何とか現状を維持したという意味では、今年は日本の国際協力、あるいはNGOを含めた在り方が問われる、私は日本の協力を世界に示すいい時期ではないかと思っておりますので、世界の状況や影響も踏まえて、後で御回答いただきたいと思いますところなんです。そういう意味では2点です。

まず、開発協力大綱の中で出てきた戦略的なパートナーと新たに位置づけるということを書いていたものですから、これはこれまでとどのように違うのかということについて御説明いただきたいと思います。

その上で、この間の国際協力を取り巻く環境の変化において、全体的には日本もODAが削減傾向にあるのですが、外務省としては現時点でどのような課題認識を持って、ODA政策協議会を改革するとしたらどのような方向性があると考えているのかお示ししたいと思います。

これはあくまで個人的な考えですけど、世界の援助の潮流で、世界でどういう議論が行われているのか、どういう連携が行われているのか。あるいはヨーロッパの今の援助の潮流はどのような形で議論されているのかということを我々はもっと共有をして、学ぶところがあれば学んだらいいと思うし、極端ですけども、ヨーロッパだったら時差を考えて向こうと中継してオンラインで同時通訳を入れてやってもいいぐらいの話ではないかと思えます。国内外のいろいろないい事例があるわけです。そういうものを学びながら、我々も切磋琢磨して、我々が改善すべきところは改善し、そして、政府に改善を求めるところは言うという未来志向の議論がこの場で行われることが、私はこの時代に必要なのではないかと思っております。

先ほど五十嵐さんのフィリピンの問題についても、論理的に説明することに結構限界が来ているという印象は否めないのです。それはこれまでの70年の歴史もありますから、いきなりそれをどうのこうのということは難しいと思いますけれども、これからの10年、20年を考えたときに、国際協力に関する在り方を外務省としてどのように示すことができるかということも問われている。それは70年の歴史があるから、いろいろなところで結構詰まっているところがあると思うのです。それを踏まえて今後どうあるべきかというところを議論すべきではないかと思っております。

この間、外務省の皆さんに教えてもらったのですが、例えばIT教育をオンラインでやることによって途上国と結んで技術を身につけて職に就いて高収入になって、かかった費用を後で戻してもらうという話を逆に教えていただきました。そういう事例も含めて、いろいろなことがあるのではないのでしょうか。この協議会もNGOと外務省さんとやるということでもありますけれども、今国際協力をやっているほかのアクターもいるわけです。そうい

う人たちのグッドプラクティスとか、そういう人が来ていろいろ話をさせていただいて、お互いに学び合って切磋琢磨するというのも一つの在り方かと思いますので、ぜひそんなところからお考えを聞かせていただければと思います。

来年30年になりますので、その辺りから必要に応じて、これはお互いの合意がなくては無理ですけども、そんな議論がこの1年間であったらいいなと、そんなことを期待して私の説明に代えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

今の件に関していかがでしょうか。

○岩上（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 室長）

岩上からお答えできればと思います。若林さん、ありがとうございます。大きく2つの点について論点として挙げていただきました。

1つ目は、開発協力大綱において市民社会、NGOを戦略的パートナーとして位置づけた、これについてどのようにNGOに求めて、どういう在り方が必要と考えるのかというところの考え方でございます。今申し上げましたとおり、開発協力大綱においてNGOをはじめとする市民社会を戦略的パートナーとして新たに位置づけた上で、市民社会、NGOの能力向上の支援とともに支援スキームの不断の改善などを行って、市民社会を通じた開発協力をさらに強化していく旨を大綱の中で記載しております。

具体的には最近のウクライナ、ガザ支援のような非常に流動的な国際情勢の中において、NGOをはじめとする市民社会がその専門的知見、あるいは現地のネットワークを活用して現地のニーズに寄り添った迅速な協力を展開していただいております、こうした人道支援の現場でNGOが非常に存在感を増しているということを踏まえたものでございます。言うまでもなく、NGOと外務省の間では、これまでも対等なパートナーとして定期協議会を通じまして、ODAの政策、N連無償、また、NGO活動環境整備支援事業、こういったものの在り方や協力手法の改善について議論を行ってまいりました。

今後もNGOと外務省がまさに名実ともに戦略的なパートナーとなるべく、支援スキームについては不断の改善に努めるとともに、ODA政策協議会をはじめとして、市民社会を通じた開発協力をいかに強化していくか、議論を深めていきたいと考えております。具体的には例えば連携推進委員会においてN連の制度改善、また、先ほど五十嵐の説明にもありました新たなODAとしてのオファー型の協力についても議論を今進めているところでありますので、そういった取組を進めてまいりたいと思います。

また、2点目につきまして、若林さんから国際協力を取り巻く環境の変化、予算の削減、ODA政策協議会の課題などを踏まえて、こういった課題認識を外務省として持っているのか、この協議会を改善するとしたらどういう方向性があるのかというような論点をいただいておりますけれども、いただいた課題については我々も共有するところが大きく、非常に重要な課題であると認識しております。

予算につきましては、先ほど報告事項の1点目で取り上げましたけれども、まさにこのODA政策協議会で議論すべき課題であると認識しております。

他方で、このODA政策協議会が必ずしも深い議論になっていないという御指摘は、双方傾聴すべき課題であると考えております。我々として一番大事なところは議題の設定であり、また、議論の中身であると考えております。前回12月のODA政策協議会におきましては、外務省側から国際協力局の機構改革、ODAの広報、また有識者会議からの提言を受けての検討状況といったものを積極的に提案させていただきまして、それに対して様々な御意見・コメントをNGO側から提起いただき、活発な議論の場になったと考えております。そういった中で、ODA政策協議会の在り方の見直しというものは、我々として非常に歓迎するものでありまして、この情勢変化の中で不断の見直しの努力を行うものと認識しております。

一方で、議論のための議論を重ねるということは回避すべきと思っており、効率的、かつ効果的に成果を出していければと考えております。かつてこのODA政策協議会の枠組みのサブグループというもので個別の議題について議論をした例もあると承知しておりますが、お互いに関心の高いトピックを選定したり、自由に議論する環境を整備していくのも一案と考えております。いずれにしましても、よりよいODA政策協議会の在り方について、今後もよくNGO側の皆さんと議論していきたいと思っております。

また、こうした機会に、ほかのNGOの皆さんが、このODA政策協議会についてどのような考えを持たれているのかということについても、ぜひ御意見を伺えればと考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

●若林（THINK Lobby/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 所長/理事）

非常に建設的で前向きな御意見をいただきましてありがとうございます。

2番目の点で言いますと、ここがいろいろな市民に開かれた協議の場になってほしいという思いはあります。政策と言った瞬間になかなかハードルが高い。そこに議題を提案するというのが難しいのではないかと。その辺もどうということが議論の俎上として関心事項が乗るのかどうかも含めて、その在り方を含めて議論していただきたいと思っております。

それから、1番目のところですが、本当に我々は危機を感じております。これだけODAの予算が世界各国で削減される中で、ますます不安定な世の中になるのではないかと。そのときに日本が役割を求められることは間違いないことだと思います。我が国の現状を考えれば、すぐにODA予算を倍増ということは不可能でありますけれども、世界の平和と安定のために何かできることがあるのではないかとというのが我々に求められているところではないかと思っております。そういう意味では、政府の役割とNGOの役割は違うのです。だから、そこはそれぞれ持ち味を生かした国際協力の在り方をもっと積極的に、我々もまだまだ至らぬところはありますけれども、改善して力をつけていきたいと思っております。

私はUSAIDと一緒に仕事をしたことがありまして、そのときにODAの事業の大体3～4割がNGOを通じて行われているのです。それぞれの持ち味を生かしたところが最大限の効果を現すというのが一つの例だとは思いますが、それはまだまだ我々自身の力不足もありますけ

れども、最終的にそうなるような形で、逆にNGOに対する基盤整備、あるいは支援をお願いしたいと思います。それが今後の5年、10年を見たときに絶対的に必要になると思いますので、併せて御支援・御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

まだ、ほかにいろいろな方がしゃべられると思いますので、私からは終わりにしたいと思います。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

それでは、川田さん、お願いします。

●川田（JYPS（持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム） 政策提言部 統括）

持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォームというユースグループに所属しております川田采奈と申します。私から3点、手短かに質問させていただきます。

1点目にお伺いしたいことはODAに関する情報発信についてです。ODAの社会的関心を高めるためには、開発協力大綱にある開発協力の意義だったり成果を幅広い国民に説明することが重要だと考えております。しかし、国民の意識調査の結果などを見ると、ODAのホームページへ実際にアクセスする人は極めて少なく、ODAの存在は知っているものの、中身はよく理解していない人が多いのかなと見受けられます。有効な情報発信の方法としては、例えばユースグループやNGOと協働したワークショップの開催であったり、SNSの活用なども考えられると思いますが、御省としては今後どのように幅広いオーディエンスに情報発信をしていくつもりなのかお伺いしたいと思っております。

2点目はユース参画についてお伺いしたいと思います。先ほどNGOを対等なパートナーとして位置づけるというお話もありましたが、ユースも開発協力のアクターとして数えられるのではないかと考えております。ユースは将来にわたっての当事者性という強みを持っておりまして、例えば環境などの長期的な視点が必要な分野であったり、教育などの現在進行形で当事者として関わっている分野については有用なインプットを提供できるのではないかと考えております。そこで、今後、ODAの実施や評価などに当たって、ユースとの連携はどのように考えていらっしゃるのかをお伺いしたいです。

3点目、先ほどODAの予算の減少の話もありましたが、その減少と相まって民間資金の活用を模索することが重要だと考えております。ユースにヒアリングを行ったところ、官民連携の在り方として、官と民がそれぞれ得意なフィールドで資金を拠出するような形で役割分担していく形が増えるのではないかという意見も上がっておりました。なので、御省としては具体的にどういった形で民間と協力して取り組んでいくおつもりなのかをお伺いしたいと思っております。それと併せてスタートアップや中小企業など、脆弱なアクターに対するサポートなどはどのように行っていくのかお伺いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

ほかにも御意見があると思いますけれども、まず、ここでお答えをいただければと思います。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。全部で4点提言をいただきました。

政策課のほうで広報等も担当しておりますので、1件目のODAのアクセスといいますか、そちらはもう少し広がりを持ち、NGO等とも連携をしながらやっていく必要があるのではないかと考えております。

あとはユースとの連携というところです。おっしゃられたとおり、我々としても非常にそこは重視しております。参加されている方はよくご存知だと思いますけれども、我々としても年に1回グローバルフェスタという形で大きなイベントをやっております。あそこはまさにNGO、ユース、市民社会、あるいは民間企業、国際機関、開発協力に携わっているほとんど全ての方が集まるような形で、しかも、それぞれのフィールドでやってきていることをその場で共有するとともに、そこで聞いたことをそれぞれのフィールドでもまた発信していけるという取組をさせていただいていると思います。年に1回だけやればよいというわけではなくて、そういうつながりは非常に有意義ですし、大事にしていければと思います。

外務省のホームページ、ODAの特設ページも一応ありまして、アクセスは限定されているかもしれないですが、それをもう少しいろいろな方に見ていただけるようにというのは、ぜひ協力してやっていければと思います。

さらにNGOとユースの連携、あるいは3点目の民間資金の活用とも重なる部分なのですが、まさに言っていたようなことをどう実現していくか考える場として我々が重視しているのがオファー型協力といわれるものです。

ここは本当に様々なアクターが入っていく中で、相手国との対話の中で何ができるのかということを持ち合いに出し合って考えていく。役割分担というお話がありましたけれども、今までどうしても多いのは政府がお金を出してとか、そういう側面が多かったと思います。ODAの重要性は変わりませんが、他方で、必ずしもそうだけではなくて、例えば知恵を出し合う、あるいは場を提供して、そこを通じて認識を合わせていくとか、様々な在り方は今後、考えていける場所だと思います。オファー型協力の取組、あるいはそれと関連してですが、ユースも含めたいろいろな方との連携を進めていければと考えております。

最後に、脆弱なアクターへの支援という御発言がありましたが、念頭に置かれているのは途上国、特に言ってみれば、紛争等で厳しい状況に置かれている国々、あるいは災害とかで厳しい状況に置かれている国々への支援ということを念頭に置かれているということですか。

●川田（JYPS（持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム） 政策提言部 統括）

それも含め、国内のスタートアップだったり中小企業が海外への支援を拠出するリスクが高いのかなと思います。そこに対するサポートであったりとかです。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

人道面での脆弱性もそうですし、あるいは途上国の社会的な脆弱性に関しても、いろいろな課題はあるかと思います。

そこに対して重要なのが将来的、中長期的な視点に立った投資の重要性、脆弱国に対してきちんと対応していく必要性というのは、単に人道的に厳しいから、かわいそうだからということではなくて、そこに対しての手当をやっていくことが将来的な世界の安定に対してどうしても不可欠である。ここはいろいろなアクター、国際機関やNGOの方々も含めてですけれども、皆多分共有している部分だと思います。誰一人取り残さないという理念の下で、そこに対して効果的に手当をしていくということの重要性というのは我々も意識しているところであります。

そもそも中に入っていくのが難しかったり、NGOで活動していただいているジャパン・プラットフォームですとか、そういった活動もやっていただいていますけれども、なかなか難しい課題はあるかと思います。それぞれが現場で得られた経験ですとか、あるいは日本国内で活動している中で感じられる課題とか、そういったところを共有していただくことは非常に有用かと思いますのでよろしくお願いします。

●川田（JYPS（持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム） 政策提言部 統括）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。

会場のお二方から手が挙がっております。大変申し訳ありませんけれども、2分ずつでお話しいただいてもよろしいでしょうか。

●重田（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 政策アドバイザー）

国際協力NGOセンターの政策アドバイザーの重田です。本日はいろいろありがとうございます。

今、若林さんの報告があったように、国際的な潮流でいろいろな変化があるということで、アメリカのトランプさんのDEIを含めて、USAIDの援助削減とか、いろいろある中で、あと、ヨーロッパのほうでも難民政策をめぐるいろいろな意見で右翼の台頭ということで、そういう人たちが、例えばドイツなどでもBMZと外務省の合体とか、あと、イギリスのほうはご存知のようにDFIDと外務省の合体とかがあって、そういう中でどうしていくかということです。戦後80年ということと、平和を考えるという今年1年が重要ではないかということを感じます。

このNGO・外務省定期協議会ができて30年、私もそこに当初関わっていたのですけれども、30年という月日の継続してきたことを大事にするということがあると思います。若林さん

のお話もあったとおり、定期協議会、連携推進委員会、ODA政策協議会があるのですけれども、改めて三者の関係、ODA政策協議会と連携推進委員会との関係が、お互いに情報交換して建設的な関係を見直していくという時期ではないか。そのために頭に定期協議会があって、定期協議会を先頭に2つの委員会を調整していくという、そういう司令塔的な役を見直していくことが必要ではないかとお話を聞いて思いました。ですから、来年以降は、もう少し連携推進委員会とこのODA政策協議会の関係、あと、定期協議会の関係性をもうちょっとロックしていくことをお願いしたい。

あと、今日の予算のことを聞きまして、従来あったSDGsとか、人間の安全保障とか、貧困とか、そういう要素は理念として大綱の中でもうたっているのですけれども、強調される部分が弱いかなと感じました。あと、JICAの民営化とJICAの法改正の中で、民営化とパートナーシップの強化ということも言っていますので、そういうことを併せて、日本のODAも0.7%のOECDの目標達成に向けて引き続き努力していただきたいと思います。

以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

熊岡さん、どうぞ。

●熊岡（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC））

どうもありがとうございます。JVCの代表理事の熊岡路矢です。

代表理事になるのは今回2回目で、1回目はまさに何もないところから、このNGO・外務省定期協議会、それから、ODA政策協議会を立ち上げた1人になります。その前後に、同時に並行してNGO・外務省の共同評価、これは各国別、バングラデシュ、カンボジア、そういうことを行ってきました。

そういう中で当然政府でなくてはできないこと、それから、NGOでなくてはできないことがあります。さらにこれは自分だけブランクがあるのかもしれませんが、現在どのように行われているかを知りたいというのがあって、国別に今後3年、4年、5年の協力、あるいは支援の方向性を外務省とNGOが話し合うことをずっと続けてきたのですけれども、それが現状どうなっているか。

それから、それが引き潮というか、引き気味になっているならば、そのことをもう1回国別、ここの場は大きく全体を話すことで、これはこれで大事なのですけれども、国別で話していくと日本から見た距離というか、日本との関係、それから、世界的に見ても大きな問題があるかどうか、それから、開発協力と平和の問題、それから、人権、環境の問題、全部リンクしているので、意外に国別で具体的にやったほうが、NGOと外務省は刺激し合えるというか、学び合える部分があると思っていたのでお聞きしました。

2点です。ありがとうございました。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

では、よろしくお願いいたします。

○岩上（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 室長）

岩上です。重田さん、熊岡さん、ありがとうございます。

まず、私からは重田さんからお話しいただきました協議会の在り方、まさに若林さんから今回提起いただいた課題についてお話をいただいたわけです。

時間もないので端的に申し上げますと、私自身は若林さんのお話にもあったとおり、協議会は30年たったところ、過去を振り返りつつ環境の変化を踏まえて、まさに見直す時期だというのはそのとおりだと思います。ちょうど今日、将来を背負って立つユースの川田さんからも非常にいい御意見いただいたところですので、過去を振り返りつつ今後の開発協力、あるいはこうしたODAの在り方など、まさに川田さんのような将来を背負って立つユースの皆さんの意見なども取り入れながら、どういう形で協議会を持っていくのかというのは御指摘をいただいたような点も踏まえて考えてまいりたいと思います。

この30年、NGOの皆さんと外務省でつくり上げてきた協議会ですので、ぜひここは議論を深めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

熊岡さんからお話しいただいたところは、恐らく国別開発協力方針ですとか、そういったところできちんと現地ベースでの話もそうですし、各国の課題に関して具体的にやっていくことが重要ということをお指摘いただいたのだと思います。そこはまさにおっしゃる通りかだと思います。現地におけるODAタスクフォースですとか、あるいは開発協力方針もそうですし、実際にやっていくものをどのようにお互いでつくっていくのか。

今、既に事業展開計画ですとか、開発協力方針は公表されているわけですが、まさに先ほど申し上げたようなオファー型協力ですとか、そういった新しいものを考えていく上でも、今あるものがどういうもので、その中で、必ずしも出てこないものも含めて、NGOで現場でやられている方々の声も含めてきちんと協議をしながら、そこから新しいものをつくっていくことが重要かと思っています。

●熊岡（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC））

現地での対話も大事だと思うのですが、こちらでの活動経験のあるNGOと外務省の対話も必要だと思います。

○日下部（外務省 国際協力局 審議官/NGO担当大使）

ありがとうございます。

いろいろ御意見を頂戴しまして、非常に鋭い御意見もあったかと思います。

特にユースの参画について、我々もあまり定期的にユースの声を聞くという機会がないので、個人的になるべく聞くようにしていますけれども、今日御提案いただいたので考えてみたいと思います。

また、広報が非常に大事だというのはそのとおりであって、我々もうまく国民に理解していただくことについて非常に悩んでいるのが現状です。世界では、アメリカを含めてODA

が激減していくかもしれないと言われている中、我が国も気をつけないと、アメリカが減ったから、日本はその分少しでも穴埋めすべきだという意見もちろんあるのですけれども、全く逆もあるかもしれず、アメリカが減らしたのだから日本だって減らせるだろうという議論になってもおかしくはないわけです。

そういった中で、日本のプレゼンスなりを出していくために、ODAをどうしていくべきかというのは、ODAに対する味方、仲間、支持を増やしていく必要性があると考えております。若者の中でそういう声が非常に強まれば、それは我々としても非常にありがたいということもあり、若者の中でどのようにしてそのような支持を高めていくのかというのは大きな課題として思っていますので、そこら辺の知見もいただけたら、今の場でなくても別の機会でもいいですから、大変幸いです。

それから、ODAがいずれにせよ政府予算、0.7%を目指すべきだという旗を降ろすつもりは全くないのですけれども、かといって、今0.4%前後ぐらいの中で急に0.7%にこの御時世でできるかという、すぐにそういう時代が来るとは考えづらい中で、一方で、途上国の課題は非常に大きい。そうなっていくと、民間の活力をいかに活用していくのが非常に大事になって、そのためにODAを触媒として使っていくべきではないかというのは、我々としても考えているし、また、なかなか対外的に目を向けないという中、日本の企業の力も上手に借りながら、うまく外に出ていくということも大事なかなと思っています。

先ほど中小企業とかスタートアップ企業をもっと出やすくしたほうがいいのではないかという御意見もあったと思うのですけれども、JICAの中にはそういった中小企業の海外進出を支援するような部局は当然あって、そういう業務や事業があります。予算を幾らでもくれるかという、もちろんそうではないのですけれども、一応そういう中小企業支援スキームがあって、それを使って海外進出のきっかけになってくれるところはあると承知しているところであります。そのままJICAの手を離れて世界に展開して羽ばたいてくれることを夢見ていますが、なかなかすぐそこまでたどり着くかは別ですけれども、そういった動きは非常に大事だし、ニーズがあるということも理解しているところであります。

それから、国民の皆さんの理解を得るということになる、NGO以外の方々の御理解も非常に大事になってくるし、みんなでそこは力を併せて頑張っていくしかない。

あと、若林さんからあったと思いますけれども、アクターも必ずしも国、企業、NGOの3つだけではないだろうというような御指摘があって、どうやってうまくこの協議会に入れていくのかというのは今後要相談という形になるかなと思います。ODAなりを使ってオールジャパンで日本のプレゼンスを海外で高めていくということは非常に重要なので、そのためにこういった協議会がうまく役に立てるような場になるのであれば、それは大賛成かと思っております。

私からは以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

議題の4に関しましては、まだまだ語り尽くせないところもあるかも知れませんが、時間でございますので今日のところはここでおしまいとさせていただきたいと存じます。

最後に、今野さんから御挨拶をいただいて会を閉じたいと思います。よろしくお願いいたします。

●今野（（特活）名古屋NGOセンター 政策提言委員）

本協議会のコーディネーターをしております名古屋NGOセンターの政策提言委員の今野と申します。今日は皆様、大変お疲れさまでした。

ODAに関する重要な議題というのが多く出まして、それについて真摯に議論いただけたと思います。会場を御用意くださり、また、真摯に御回答いただいた外務省の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

最後に閉会の挨拶ということで、私から3つほど雑感というか、感想を述べさせていただきます。

まず1つ目ですが、冒頭で岩上室長から、去年がODA開始から70年、また、政策協議会開始から30年という節目の年であり、この協議会を外務省も重視していらっしゃる、この協議会をより成長させたいとおっしゃっていただきました。NGO側も当然同じことを考えているかと思っています。

その上で、この協議会を盛り上げていく上で必要なことは、NGOに対する支援をさらにしていただきたいということが一つあります。私は今回オンラインで参加しましたが、その一つの理由というのは、私が所属している名古屋NGOセンターの資金繰りがかなり厳しい状況でして、交通費をなるべく節約したいということでオンライン参加しております。名古屋NGOセンターに限らず、どこのNGOも資金繰りが非常に厳しくなっています。そうした中で、本協議会に参加するのが難しくなっているNGOも多々あるかと思っています。

そうしたことを踏まえて、ODAは残念ながら減額されてしまっていますが、今後ODAを増額していただいて、その中で、NGOへの一層の支援をしていただきたいと思います。

また、この政策協議会、最後に若林さんのほうから政策協議会の在り方について議題を出していただきましたが、この議題を今後さらに発展させていく上で重要なのは、外務省の中でも政務官の方々に出ていただくということです。少なくとも国際協力局長にぜひ出席していただいて議論に参加していただきたい。さらにできれば政務官が3人いらっしゃるとしますので、どなたか御担当の方に出ていただきたいと思います。私たちとしては考えております。

2つ目が、国連女性差別撤廃委員会への資金拠出停止について議論がありました。残念ながら意思決定に関わった担当の方がいらっしゃっていないということで、なかなか議論が難しかった面もあるかと思っています。ここで考えないといけないのは、五十嵐首席事務官がおっしゃったように、日本は世界で孤立しては存在できないということ。その中で、共通の法とルールを尊重して推進していく必要があるという点です。

ここで重要なのは、法とルールというのは強い者が都合よく使えるものではないという

ことです。当然、法の中には国際人権法も含まれており、それは弱い立場の人たちを守るために存在するものです。そうした国際人権法自体は、私が言うまでもなく第二次世界大戦でのファシズムの台頭と、そういった世界大戦を再び起こさないようにしようという理念の中でつくられてきたものです。そういった歴史的経緯を日本として踏まえていただき、国連に対する姿勢も改めてしっかり考えていただいた上で、さらに日本の国民・市民に対する説明責任もしっかり果たしていただくことが重要ではないかと考えております。

3つ目が、国際人権法、法の支配というところにも関係してきますが、2番目の議題の中でODAの非軍事原則という話がありました。これは歴史的にODAの原点に少し立ち戻って考えていく必要があるのではないかと個人的には思っています。

というのは、ODAというのは、日本が先の大戦に対する反省の一部として戦後賠償として始めたものです。日本は平和国家として進んでいこうという意志の中で発展してきたものです。だからこそODAの非軍事原則というのは重要なわけです。

なので、もちろんODAで軍事的な支援はできないからOSAをつくってしまえばいいという議論はあると思うのですが、全体としてOSAに全部振り分ければいいという話ではなくて、本質的には全体として軍事的手段に訴えない方法を考えていく、実践していくのが本来のあるべき姿だと思います。もちろん世界の現状は厳しいところもありますので、なかなか理念どおりにいかないところもあるかと思いますが、戦後80年たった中で、日本は平和国家としての在り方が現在問われているところだと思います。その点について、今後もODAを含めて、広く深く外務省の皆様と議論していけたら素晴らしいと考えております。

今日は大変ありがとうございました。また引き続きよろしくお願いいたします。

私の挨拶は以上とさせていただきます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。

それでは、延長してしまいましたけれども、これで第3回のODA政策協議会を終わりといたします。お疲れさまでございました。